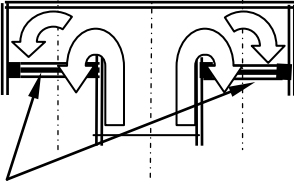
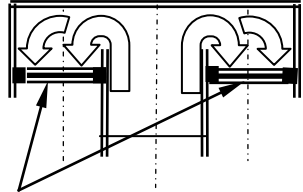
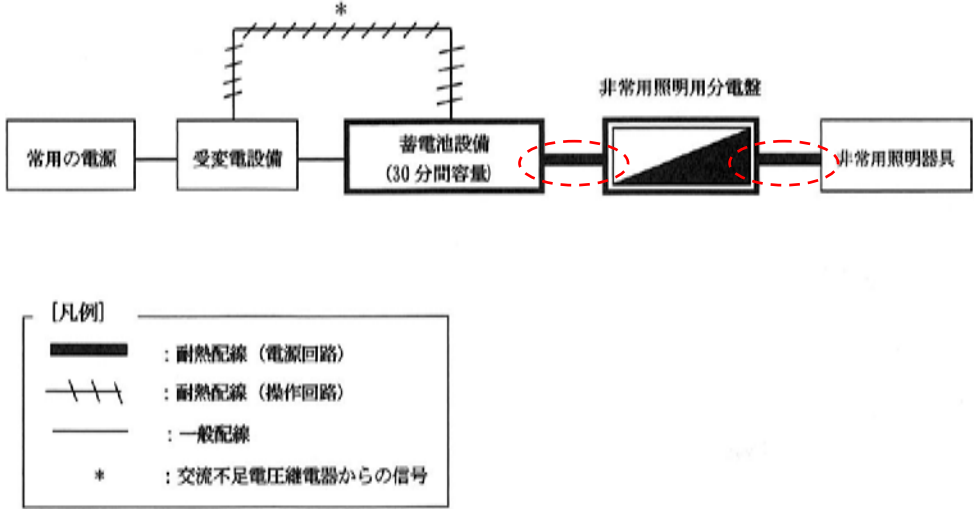


「建築設備設計・施工上の運用指針 2013年版」正誤表

平成25年4月30日現在

章	頁	訂正箇所	誤	正
1	27	図1-19(c) 矢印の位置	 管内正圧により押し下げられ密閉状態になる	 管内正圧により押し下げられ密閉状態になる
2	54	表中 b 欄 単位を修正	V_q : 有効換気換算量 Q : 浄化して供給する空気量 C_p : 浄化した空気に含まれるホルムアルデヒドの量 C : 居室内の空気に含まれるホルムアルデヒドの量 V : 有効換気量	V_q : 有効換気換算量 m^3/h Q : 浄化して供給する空気量 m^3/h C_p : 浄化した空気に含まれるホルムアルデヒドの量 mg/m^3 C : 居室内の空気に含まれるホルムアルデヒドの量 mg/m^3 V : 有効換気量 m^3/h
		表中 c 欄 単位を修正	$V = 10(E + 0.02nA)$ V : 有効換気量 E : 内装の仕上げのホルムアルデヒドの発散量 n : 住宅等の居室の場合は3、その他の居室の場合は1 A : 居室の床面積	$V_r = 10(E + 0.02nA)$ V_r : 有効換気量 m^3/h E : 内装の仕上げのホルムアルデヒドの発散量 mg/m^3 n : 住宅等の居室の場合は3、その他の居室の場合は1 A : 居室の床面積 m^2
4	101	表4-6-1	目次番号	関連目次番号
		表4-6-1 第一号欄の「目次番号」	4 - <u>4 2</u>	4 - <u>4 1</u>
		表4-6-1 第三号欄の「目次番号」 4-7を追加	4 - 1 8	4 - <u>7</u> 4 - 1 8
		表4-6-1 第四号欄 アンダーライン部分を修正。 「4-14」を矢印の通り移動。	第四号 排煙設備の設置免除の建築物の部分 イ 階数 ≤ 2 、延べ面積 $\leq 200m^2$ の住宅又は床面積の合計 $\leq 200m^2$ の長屋の住戸の居室[居室床面積の1/20以上の窓、開口部] ロ 法第27条第2項第二号の危険物の貯蔵場、処理場、自動車車庫、通信機械室、繊維工場等で不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの ハ 高さが31m以下の建築物の部分 (法別表第1 (イ) 欄で主たる用途が階層に存するものを除く。) 室 (1) ・壁及び天井の仕上げ 準不燃材料 ① 居室又は避難の用に供する部分に面する開口部 法第2条第九号の二の防火設備 (令第112条第14項第一号) ② ①以外のもの 戸又は扉 (2) ・床面積 $\leq 100m^2$ ・防煙壁で区画 居室 (3) ・床面積 $100m^2$ 以内ごとに準耐火構造の床、壁又は法第2条第九号の二で区画 (令第112条第14項第一号) (4) ・床面積 $\leq 100m^2$ ・壁及び天井の下地、仕上げ 不燃材料 ニ 高さが31mを超える建築物の部分 室 (居室を含む。) ・床面積 $100m^2$ 以下 ・耐火構造の床、壁で区画 ・開口部は防火設備で区画 (法第2条第九号の二、令第112条第14項第一号) ・壁、天井の仕上げ 準不燃材料	4-8 4-28 4-9 4-10 4-13 4-14 4-11 4-12

	130	4-40 下から1行目	～ため、 <u>連動は排煙口とすることが望ましい</u> 。	～ため、 <u>排煙口と連動して停止することが望ましい</u> 。														
5	168	図 5-14-4 図中の耐熱配線(右記点線部)を修正。	 <p>図 5-14-4 蓄電池設備 (30 分間容量)、ゾーニングしない場合の耐熱保護の範囲の例</p>															
9	273	表 9-14-1 表中 1 行目の文字を左寄せに修正。1 行目と 2 行目の間の罫線を細く修正。	<p>表 9 - 14 - 1 設備関係規定</p> <table border="1" data-bbox="475 1077 1453 1464"> <tr> <td>法第28条第3項</td> <td>特殊建築物の換気設備</td> </tr> <tr> <td>法第28条の2第1項第三号</td> <td>シックハウス対策に係る換気設備</td> </tr> <tr> <td>法第32条</td> <td>電気設備</td> </tr> <tr> <td>法第33条</td> <td>避雷設備</td> </tr> <tr> <td>法第34条</td> <td>昇降機</td> </tr> <tr> <td>法第35条</td> <td>特殊建築物等の避難及び消火 (消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る)</td> </tr> <tr> <td>法第36条</td> <td>補足の技術的基準 (消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る)</td> </tr> </table>		法第28条第3項	特殊建築物の換気設備	法第28条の2第1項第三号	シックハウス対策に係る換気設備	法第32条	電気設備	法第33条	避雷設備	法第34条	昇降機	法第35条	特殊建築物等の避難及び消火 (消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る)	法第36条	補足の技術的基準 (消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る)
法第28条第3項	特殊建築物の換気設備																	
法第28条の2第1項第三号	シックハウス対策に係る換気設備																	
法第32条	電気設備																	
法第33条	避雷設備																	
法第34条	昇降機																	
法第35条	特殊建築物等の避難及び消火 (消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る)																	
法第36条	補足の技術的基準 (消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る)																	